

東海村村立東海病院

指定管理者募集要項

令和7年9月

東海村 地域福祉課

目 次

1	指定管理者募集の目的	3
2	施設の概要	3
(1)	名称	3
(2)	所在地	3
(3)	標榜診療科	3
(4)	施設規模	3
(5)	施設の構成	3
(6)	受付時間、診療時間等	3
3	指定期間	4
4	管理の基準	4
(1)	関係法令の遵守	4
(2)	許認可の取得	4
(3)	管理運営	4
(4)	守秘義務	4
(5)	個人情報保護	5
(6)	情報公開	5
(7)	利用者の安全確保	5
(8)	村の施策への協力	5
5	医療事故への対応	5
6	指定管理者が行う業務の範囲	5
(1)	業務の内容（村立東海病院指定管理業務基準書もあわせて参照すること）	5
(2)	リスクの分担	6
(3)	患者の引継ぎ	6
7	指定管理者が実施すべき医療機能	6
(1)	基本的な医療機能	6
(2)	診療科	6
(3)	救急医療・政策的医療等	6
(4)	医療の質の向上に向けた取り組み	7
(5)	地域医療全体の質の向上に向けた役割	7
(6)	患者及び来院者へのサービス向上	7
(7)	病院及びスタッフ（医師、看護師、その他職員）の管理体制	7

(8) 地域包括ケアシステムの構築について.....	7
8 職員の処遇等.....	7
(1) 再就職を希望する職員の受け入れ.....	7
(2) ワーク・ライフ・バランスの取組み.....	7
9 指定管理業務に要する経費.....	7
(1) 指定管理業務に係る経費	7
(2) 村が指定管理者に支払う費用.....	8
(3) 指定管理者が村に支払う費用.....	8
10 申請資格.....	8
(1) 次のいずれかに該当する法人等であること.....	8
(2) 次に掲げる事項に該当しないこと.....	8
11 申請の手続き.....	9
(1) 募集要項等の配布	9
(2) 募集に関する質問	9
(3) 申請書類の受付	9
12 指定管理者の候補者の選定及び指定.....	10
(1) 審査方法	10
(2) 審査基準	10
(3) 選定結果の通知	10
(4) 指定の議決	10
(5) 留意事項	10
13 協定の締結.....	11
(1) 基本協定に定める事項	11
(2) 年度協定に定める事項	11
(3) 留意事項	11
14 準備及び引継ぎの実施.....	11
15 問い合わせ.....	11
別表 村と指定管理者における責任分担（リスク分担）表.....	12
別記1 指定管理者による個人情報の取扱いに係る特記事項.....	13
別記2 特定個人情報等の取扱いに関する特記事項.....	16
別記3 東海村村立東海病院指定管理者候補者の選定に関する審査基準.....	20

1 指定管理者募集の目的

東海村村立東海病院（以下「病院」という。）は、地域住民にとって身近な医療機関である“かかりつけ医”としての機能充実を基本として、近隣の医療機関との協力・連携を強化しながら、地域医療を支える病院としての役割を担っています。

今後も地域住民の疾病予防、健康の保持・増進の拠点となり、安全・安心な医療サービスの提供を安定的かつ継続的に提供するため、東海村では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び東海村病院事業の設置等に関する条例（平成17年3月25日条例第8号）第8条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集します。

2 施設の概要

病院の施設概要は、以下のとおりです。

- (1) 名称 村立東海病院
- (2) 所在地 茨城県那珂郡東海村大字村松2081番地2
- (3) 標榜診療科 内科，小児科，外科，整形外科，耳鼻いんこう科，婦人科，リハビリテーション科
- (4) 施設規模
 - ① 敷地面積 18,479.94㎡
 - ② 建築面積 3,605.28㎡
 - ③ 延床面積 7,202.18㎡
 - ④ 建物の構造 鉄筋コンクリート造，一部鉄骨鉄筋コンクリート造
 - ⑤ 建物の階層 地上3階
- (5) 施設の構成

1階	総合待合，総合受付，事務室，応接室，調剤室，外来診察室（内科，小児科，外科，整形外科，耳鼻いんこう科，婦人科），中央処置室，救急処置室，リハビリテーション部門，検査部門，放射線・内視鏡部門，健診部門，守衛室，訪問看護室，地域医療連携室，患者相談窓口等
2階	療養病棟【40床（4床室×6，1床室×16）】，スタッフステーション，特浴室，医局，院長室，図書室兼第2応接室，師長室，職員食堂，会議室，更衣室
3階	一般病棟【40床（4床室×6，1床室×16）】，スタッフステーション，浴室，手術・中央材料部門等

(6) 受付時間，診療時間等

- ① 受付時間 平 日 午前7時30分から午前11時30分まで，午後1時から午後4時30分まで
土曜日 午前7時30分から午前11時30分まで
- ② 診療時間 平 日 午前8時45分から正午まで，午後2時から午後5時まで
土曜日 午前8時45分から正午まで
- ③ 休 診 日 日曜日，国民の祝日に関する法律に定める休日，
12月29日から翌年の1月3日まで
以上を基本とするが，特に必要がある時は，村と協議の上，臨時に変更することができる。

3 指定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間を予定しています。ただし、指定期間については、議会の議決を経て、正式に決定します。

4 管理の基準

病院の管理は、次に掲げる基本的な条件及び管理運営の基本的事項に沿って、適正に行うものとします。

(1) 関係法令の遵守

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ③ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- ④ 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
- ⑤ 医療法（昭和23年法律第205号）
- ⑥ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律145号）
- ⑦ 健康保険法（大正11年法律第70号）
- ⑧ 労働関係法令，消防関係法令，建築関係法令その他の関係法令
- ⑨ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑩ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
- ⑪ 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）
- ⑫ 東海村個人情報保護法施行条例（令和5年東海村条例第1号）
- ⑬ 東海村個人情報保護法施行細則（令和5年東海村規則第4号）
- ⑭ 東海村病院事業の設置等に関する条例（平成17年東海村条例第8号）
- ⑮ 東海村病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成30年東海村規則第10号）
- ⑯ 東海村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成17年東海村規則第36号）
- ⑰ 東海村情報公開条例（平成31年東海村条例第2号）
- ⑱ 東海村情報公開条例施行規則（平成31年東海村規則第7号）

(2) 許認可の取得

指定管理者は、病院の管理運営の実施に際して必要な官公署の免許，許可，認可等を受けてください。

(3) 管理運営

村の資産である村立東海病院の土地，建物，設備，付帯施設及び備品について、指定管理者に貸与します。指定管理者は、指定管理期間中においてこれらを常に良好な状態に保つものとします。

また、病院の施設等の整備及び管理運営，その他、病院の発展と地域医療の向上，健全な病院経営に関する重要な事項について協議を行うため、村と指定管理者の代表で組織する「管理運営協議会」を設けます。

(4) 守秘義務

指定管理者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないこととします。指定管理が終了した後、または指定の取り消しを受けた後も同様とします。

(5) 個人情報保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり関係法令等のほか、別記1「指定管理者による個人情報の取扱いに係る特記事項」や別記2「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守し、業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うために必要な措置を講じてください。

(6) 情報公開

指定管理者は、東海村情報公開条例の趣旨にのっとり、情報公開に必要な措置を講じてください。

(7) 利用者の安全確保

利用者の安全を確保するため、安全対策、監視体制、緊急時の対応策、防災・防犯対策等について万全の措置を講じてください。

(8) 村の施策への協力

本村の施策の範囲が病院に及ぶものについては、施策の趣旨に賛同し、積極的に協力してください。

5 医療事故への対応

医療事故等が発生した場合、指定管理者は患者等の救済を第一に行うとともに速やかに村へ報告し、事故等に関する対応は、指定管理者が誠意をもって事故の相手方に対応するものとします。また、指定管理者は、医療事故等賠償責任保険等に加入するなど、万全な対応を整えるものとします。

6 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 業務の内容（村立東海病院指定管理業務基準書もあわせて参照すること）

① 病院における診療及び検診に関すること

外来診療及び入院診療等、病院が提供する医療及び医療関連行為並びに関係事務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付会計等すべての業務）を行います。詳細については、7 指定管理者が実施すべき医療機能や村立東海病院指定管理基準書を参照してください。

② 病院に係る使用料及び手数料の徴収に関すること

- ・村立東海病院の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制をとるものとします。収受に係る事務の経費は指定管理者の負担とします。
- ・村は、地方公営企業法第33条の2の規定により、診断書、証明書等の交付の手数料等について、指定管理者に委託するものとし、指定管理者は手数料を村に代わって徴収し、村に納入することとします。これらの手数料等については、当月分を翌月末に村に振り込むものとします。
- ・各種利用料金及び手数料の額については、東海村病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第8号）に定める範囲内において、指定管理者が事前に村長の承認を得て定めるものとします。ただし、法令で定められているものはその額とします。

③ 病院の施設及び設備の維持管理に関すること

ア 施設及び設備の維持管理業務

施設及び設備等については、防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制を整備することとし、指定管理者が各種維持管理業務を行います。

また、施設及び設備等の改良・改修については、指定管理者と村で協議の上、費用については村が負担します。

イ 医療機器の整備

医療機器の維持管理は、指定管理者が行います。必要医療機器の新規購入・更新・修繕については、指定管理者と村で事前に協議をします。費用については、主に村が負担をしますが、別途定める基準により指定管理者が負担する場合もあります。

ウ 備品について

備品（医療用備品、患者用・事務用什器備品類等）の維持管理は指定管理者が行い、費用については指定管理者の負担とします。

エ 駐車場について

病院利用者等が利用する駐車場についての管理を行うこととします。

④ 広報・広聴に関すること

病院ホームページの開設等，医療サービスの周知に努めます。また，サービス向上を目的として，利用者からの意見聴取や苦情処理を行うこととします。

⑤ その他，村長が定めること

地域医療の質向上のための取り組み等については，必要に応じて村と指定管理者で協議を行います。

(2) リスクの分担

本村と指定管理者の責任分担（リスク分担）は，別表のとおりとします。

(3) 患者の引継ぎ

在院している入院患者及び指定管理開始日の前日までに継続して通院している外来患者を，原則として引き継ぐこととします。特段の事情により引き継ぐことが困難な場合には，対応できる他の医療機関に確実に引き継ぐこととします。

7 指定管理者が実施すべき医療機能

病院では，地域住民に必要な医療を安心・安全に提供し，村民の健康維持に寄与するとともに，地域医療全体の質向上を図る以下の取り組みを行うものとします。また，村立東海病院経営強化プランに掲げる取り組みについて推進するものとします。

(1) 基本的な医療機能

- ① 入院・外来診療体制及び看護体制を充実させること。
- ② 急性期医療を提供すること。
- ③ 住民の医療需要や周辺医療施設等と連携し，役割分担を踏まえた良質で特色ある医療の実施をすること。

(2) 診療科

現在の標榜診療科を維持するとともに，診療体制の充実を図ること。

診療科について，新たに設置又は休廃止の必要がある場合には，事前に村に報告の上，両者で協議すること。

(3) 救急医療・政策的医療等

- ① 救急告示医療機関としての機能を維持し，365日24時間の受入ができる診療体制を組むこと。
- ② 休日診療に対して，村と協議の上，必要な協力・連携を行うこと。
- ③ 村民ニーズや他の医療機関との役割分担を踏まえた医療の提供を行うこと。
- ④ 村の要請があった場合は，政策的な医療に努めること。

(4) 医療の質の向上に向けた取り組み

- ① 安全管理に基づく医療を提供すること。
- ② 院内感染対策を実施すること。
- ③ 医療倫理に基づく医療を提供すること。
- ④ 医療データベースの構築と情報提供を行うこと。

(5) 地域医療全体の質の向上に向けた役割

- ① 地域医療連携のための職員を設置すること。
- ② 患者・住民や地域医療機関に対する啓発活動（年2回以上）、情報提供活動その他、地域医療全体の質を向上させる取り組みを行うこと。

(6) 患者及び来院者へのサービス向上

- ① 患者中心の医療を提供すること。
- ② カルテ開示、テクニカルパス、セカンドオピニオン等へ取り組むこと。
- ③ 窓口予約に加え、インターネットや電話予約枠設定等、利用者の利便に配慮したかかりやすい受付体制を構築すること。
- ④ 患者及び来院者の利便性や療養環境の向上に資すること。
- ⑤ 患者サービス向上や医療技術の向上を目的とした医師、看護師、医療技術職員等に対する研修や自己研鑽のための制度を整備すること。

(7) 病院及びスタッフ（医師、看護師、その他職員）の管理体制

- ① 病院及びスタッフの管理体制は「医療の質の向上」を基本とするものとする。
- ② 職員の確保については、幅広く優秀な人材を確保すること。
- ③ 意思決定・指示・報告等の責任体制を病棟・外来・部門ごとに明確にし、整備すること。

(8) 地域包括ケアシステムの構築について

在宅医療・訪問看護・訪問薬剤管理・訪問リハビリテーション・訪問栄養食事指導の体制構築に努めること。

8 職員の処遇等

(1) 再就職を希望する職員の受け入れ

指定管理者が変更となる場合、村立東海病院を退職した後再就職を希望する職員については、原則として全員を採用すること。

(2) ワーク・ライフ・バランスの取り組み

男女ともに、仕事と育児・介護等仕事以外の生活を両立できるよう、仕事と生活の調和の観点から子育てや介護等への支援策を講じること。

9 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理業務に係る経費

病院の運営に係る経費〔医師・薬剤師・看護師・医療技術職員・事務職員等の人件費（法定福利費、退職給付引当金を含む）、薬品費、診療材料費、給食材料費、消耗品費〕及び施設等の維持管理経費（光熱水費、清掃費、保守点検費等）及びその運営諸経費は、指定管理者が負担します。

(2) 村が指定管理者に支払う費用

村は、指定管理者に対し①及び②の費用を支払います。

なお、村立東海病院の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制を採用します。

- ① 指定管理料 指定管理者が村に代わって徴収し、村に納入した診断書、証明書等の交付の手数料等について、翌年度に指定管理料として支払います。
- ② 運営交付金 政策的医療等に係る経費相当額として予算の範囲内において支払います。

(3) 指定管理者が村に支払う費用

別途、協定等に定める基準によって、村から指定管理者に対し負担金を請求します。

10 申請資格

指定管理者の指定の申請を行うことができる者は、次の要件のいずれにも該当する法人その他の団体とします。

(1) 次のいずれかに該当する法人等であること

- ① 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者（都道府県，市町村を除く。）
- ② 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの
- ③ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- ④ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- ⑤ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの
- ⑥ 次の規定による法人のうち、病院の運営を目的とするもの
 - ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定による一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の第40条第1項の規定による社団法人又は財団法人を含む。）
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）の規定による公益社団法人又は公益財団法人
- ⑦ 医療法第39条第2項に規定する医療法人

(2) 次に掲げる事項に該当しないこと

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令167条の11において準用する場合も含む。）の規定により、本村における一般競争入札又は指定競争入札の参加を制限されているものであること。
- ② 本村から指名停止の措置を受けているものであること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の定めるところによる更生の手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の定めるところによる再生の手続を行っているものであること。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）であること

又はそれらに関与している疑いがあるものであること。

- ⑤ 他の地方公共団体において、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過していないものであること。

1.1 申請の手続き

(1) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 令和7年9月1日（月）から9月12日（金）まで
ただし、平日のみの配布となります。
- ② 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 配布場所 東海村 福祉部 地域福祉課 地域福祉・地域医療推進担当
(東海村役場 行政棟1階 3番窓口)
村ホームページ
- ④ 配布書類 ア 東海村村立東海病院指定管理者募集要項
イ 指定管理者指定申請書（様式第1号）
ウ 東海村病院事業の設置等に関する条例
エ 東海村病院事業の設置等に関する条例施行規則
オ 村立東海病院経営強化プラン
カ 村立東海病院指定管理業務基準書

(2) 募集に関する質問

募集に関する質問は、9月12日（金）の午後5時15分までに、質問書により行ってください。郵送、FAX、メールにより受け付けます（電話による質問は受け付けませんので、御留意ください）。

なお、質問に対する回答は、受付後、速やかに行います（当該質問を行った者のみならず、募集要項等を受領したすべての者に対して回答します）。3営業日を待っても連絡がない場合には、不達可能性がありますので、電話にてご連絡ください。また、受付期限を過ぎて提出された質問に対する回答は行いません。

- ① 郵送先 〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
東海村 福祉部 地域福祉課 地域福祉・地域医療推進担当
- ② Fax 029-282-8919
- ③ Mail fukushi@vill.tokai.ibaraki.jp

(3) 申請書類の受付

- ① 提出書類
ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）
イ 指定管理業務に関する事業計画書及び収支計画書
指定管理期間及び「7 指定管理者が実施すべき医療機能」等を踏まえた中・長期的な計画を示してください。
ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに関する書類
エ 申請の日に属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当する書類
オ 法人にあっては登記事項証明書、法人でない団体にあっては役員名簿及び組織に関する事項

を記載した書類又はこれらに相当する書類

カ その他村長が必要と認める書類（現在運営する病院等の実績に係る自己評価書等）

② 提出部数

正本1部、副本10部。ただし、登記事項証明書は、正本1部の提出で差し支えありません。

③ 申請書類の受付

ア 受付期間 令和7年9月16日（火）から9月30日（火）まで
ただし、平日のみの受付となります。

イ 受付時間 午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

ウ 提出場所 東海村 福祉部 地域福祉課 地域福祉・地域医療推進担当
（東海村役場 行政棟1階）

〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号

エ 提出方法 郵送又は持参

④ 留意事項

- ・必要に応じ、追加資料を求めることがあります。
- ・提出された書類の内容を変更することはできません。
- ・提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ・書類に不備がある場合は、不受理とすることがあります。
- ・提出された書類は、返却しません。
- ・申請に係る費用は、すべて申請者の負担とします。
- ・提出された書類は、情報公開請求により公開することがあります。

1.2 指定管理者の候補者の選定及び指定

（1）審査方法

資格審査の後、東海村指定管理者選定委員会における審査（書類審査及びプレゼンテーション（又はヒアリング）審査）を行い、最も得点が高かった団体を指定管理者の候補者として選定します。なお、審査の結果、指定管理者の候補者を選定しない場合もあります。

（2）審査基準

東海村指定管理者選定委員会における審査は、別記3「東海村村立東海病院指定管理者候補者の選定に関する審査基準」に基づき審査を行います。

（3）選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果については、すべての申請者に通知します。

（4）指定の議決

指定管理者の候補者の選定結果に基づき、議会の議決を経て指定管理者を指定します。

（5）留意事項

指定管理者の候補者として選定された後に、経営状況等の悪化、社会的信用を失墜させる行為などにより、指定管理者として病院を管理することが困難となり、又は著しく不適當であると認めた場合は、その選定結果を取り消す場合があります。

1 3 協定の締結

本村と指定管理者は、指定管理業務の細目的事項について協議を行い、包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の実施事項を定めた年度協定を締結します。

協定書の主な内容は、次の項目を予定しています。

(1) 基本協定に定める事項

- ① 総則的事項（協定の趣旨、指定期間など）
- ② 指定管理業務の範囲に関する事項
- ③ 指定管理業務の履行に関する事項
- ④ 指定管理業務に係る経費に関する事項
- ⑤ 管理運営協議会に関する事項
- ⑥ 指定期間の満了に伴う措置に関する事項
- ⑦ 指定の取消し及び指定管理業務の停止等に関する事項
- ⑧ その他必要な事項

(2) 年度協定に定める事項

- ① 当該年度に村と指定管理者が双方に支払う費用に関する事項
- ② その他必要な事項

(3) 留意事項

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなった場合は、指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 経営状況等の悪化により、指定管理者として病院を管理することが困難であると認めたとき。
- ③ 社会的信用を失墜させる行為により、指定管理者として病院を管理させることが著しく不適当であると認めたとき。

1 4 準備及び引継ぎの実施

指定管理者の指定後、令和8年4月1日からの管理に向けて、令和8年1月から3月の3ヶ月間（予定）を目安に準備及び引継ぎを行っていただきます。

なお、準備及び引継ぎに係る業務のために要する費用について、本村は一切負担しません。

1 5 問い合わせ

東海村 福祉部 地域福祉課 地域福祉・地域医療推進担当

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

電話 029-282-1711（内線1132）

Fax 029-282-8919

Mail fukushi@vill.tokai.ibaraki.jp

別表 村と指定管理者における責任分担（リスク分担）表

項目		負担者	
		村	指定 管理者
債務不履行	村が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	村側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	両者の協議	
	人件費，物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
診療報酬の改定	収入・支出の増減		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		○
施設・設備・物品（医療機器，什器備品等）の管理	維持管理		○
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設，設備，備品等の損傷		○
	施設・設備の改良・改修	○	
	医療機器の新規購入・更新・修繕	○	△
	備品の購入		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等		○
	施設の管理上において，周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○
	村側の要因により，病院事業の継続に支障が生じた場合，または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理費用における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了及び機関中途に置ける業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可効力	不可抗力（暴風，豪雨，地震，暴動その他村又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設，設備の復旧に伴う経費の増加，業務の履行不能	両者の協議	
書類の誤り	募集要項等村が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が責任を持つ書類の誤りによるもの		○

△：別に協定等で定める基準に従って，指定管理者が負担する場合があります

別記1 指定管理者による個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(保有及び管理の主体)

第2条 この協定による業務を処理するための個人情報の保有及び管理の主体は、指定管理者とする。ただし、村と指定管理者が相互に協議の上、別に定めを置くときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4条 指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 指定管理者は、村の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報をこの協定の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6条 指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん、き損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために、法その他関係法令に基づき、東海村保有個人情報取扱規程（令和5年東海村訓令第8号）に定める安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する措置を講じるとともに、管理責任者及び業務従事者の管理体制等の必要な事項を定め、この協定による業務を処理するための個人情報を取扱うまでに書面により村に通知しなければならない。

(従事者への監督及び教育の実施)

第7条 指定管理者は、この協定による業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するよう監督するとともに、在職中及び退職後においても、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等個人情報の保護に関して必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(取扱制限)

第8条 指定管理者は、この協定による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取扱い権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

(消去等)

第9条 指定管理者は、この協定による業務を処理するための個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要になった場合は、村の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(複製等の制限)

第10条 指定管理者は、この協定による業務を処理するための個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への送付又は持出しをしてはならない。ただし、村の指示又は承諾があった場合は、この限りでない。

(委託等の制限)

第11条 指定管理者は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、村の承諾を得た場合に限り、その取扱いを委託先（委託先が指定管理者の子会社である場合を含む。）に委託することができる。この場合において、委託先が再委託を行う場合を含む（再委託先が委託先の子会社である場合を含む。）ものとし、以降もまた同様とする。

(委託先等の安全管理措置)

第12条 指定管理者は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。この場合において、委託先が再委託を行う場合を含むものとし、以降もまた同様とする。

(資料等の返還)

第13条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために村から提供を受け、又は指定管理者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第9条ただし書の規定により複製したものを含む。）について、この協定の終了後直ちに村に返還し、又は引き渡し、若しくは第9条に規定する消去又は廃棄をするものとする。ただし、村が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 指定管理者は、村から、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いの状況について報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。

第15条 村は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについて、本協定の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、指定管理者及び再委託先に対して、監査又は調査を行うことができる。この場合において、指定管理者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、村又は村の指定した者の行う監査又は調査に協力しなければならない。

2 村は、前項の目的を達するため、指定管理者に対して必要な情報を求め、又はこの協定による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託先を含むものとし、以降もまた同様とする。

(開示、訂正又は利用停止の請求があった場合の対応)

第16条 指定管理者は、この協定による業務を処理するための個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求があった場合の対応に関する規程等を整備するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(事故報告)

第17条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、村に直ちに報告し、村の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第18条 指定管理者の故意又は過失を問わず、指定管理者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことより村又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協定解除)

第19条 村は、指定管理者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この協定を解除することができる。

第20条 上記に掲げるもののほか、個人情報の取扱について指定管理者が従うべき必要な事項は、村が別に定めるものとし、文書をもって指定管理者に通知するものとする。

別記2 特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

(特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）のほか、個人情報の保護に関する法律、東海村（以下「委託者」という。）の定める東海村特定個人情報取扱規程等に基づき、本特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受託者は、特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 受託者は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

4 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受託者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(複製及び複写の禁止)

第7条 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、本委託業務を行うために委託者から引き渡された特定個人情報情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託)

第8条 受託者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う特定個人情報
- (5) 再委託の相手方に求める特定個人情報情報の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理及び監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託（以下「再々委託」という。）する必要がある場合は、第1項の規定を準用するものとする。

7 受託者は、委託者の承諾を得て再々委託を行うときであっても、委託者に対して特定個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(収集の制限)

第9条 受託者は、この契約による業務を行うために特定個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第10条 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(特定個人情報等の管理)

第11条 受託者は、本委託業務において利用する特定個人情報等を保持している期間中は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

- (1) 個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業責任者及び作業従事者の監督・教育を行うこと。

(4) 特定個人情報等を取り扱う区域の管理，機器，電子媒体等の盗難等の防止，電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止，個人番号の削除及び機器，電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御，アクセス者の識別と認証，外部からの不正アクセス等の防止，情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受託者は，本委託業務において利用する特定個人情報等について，本委託業務以外の目的で利用してはならない。また，第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第13条 受託者は，委託者と受託者の間の特定個人情報等の受渡しに関しては，委託者が指定した手段，日時及び場所で行った上で，委託者に特定個人情報等の預り証（受け渡し日時，担当者，場所，受け渡し手段を記した書面）を提出しなければならない。

(特定個人情報等の返還，廃棄又は消去)

第14条 受託者は，本委託業務が終了したとき又は契約を解除されたときは，本委託業務において利用する特定個人情報等について，委託者の指定した方法により，返還，廃棄又は消去を実施しなければならない。

2 受託者は，本委託業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は，事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報等の項目，媒体名，数量，消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し，その承諾を得なければならない。

3 受託者は，特定個人情報等の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は，これに応じなければならない。

4 受託者は，本委託業務において利用する特定個人情報等を廃棄する場合は，当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は，特定個人情報等の消去又は廃棄を行った後，消去又は廃棄を行った日時，担当者名及び消去又は廃棄の内容（情報項目，媒体名，数量，廃棄又は消去の方法，責任者，立会者，廃棄又は消去の年月日）を記録し，書面により委託者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第15条 受託者は，委託者から，特定個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は，直ちに報告しなければならない。

2 受託者は，特定個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査検査)

第16条 委託者は，本委託業務に係る特定個人情報等の取扱いについて，本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため，受託者及び再委託先に対して，監査又は調査を行うことができる。受託者及び再委託先は，合理的事由のある場合を除き，委託者又は委託者の指定した者の行う監査又は調査に協力しなければならない。

2 委託者は，前項の目的を達するため，受託者に対して必要な情報を求め，又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は，再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第17条 受託者は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 委託者は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報の公表及び個人情報保護委員会への報告をすることができる。

(契約解除)

第18条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記3 東海村村立東海病院指定管理者候補者の選定に関する審査基準

審査項目	審査の視点
(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針、運営能力について【配点：20点】	公の施設の指定管理者として、法人または団体の理念、基本方針等が公共性の高いものであり、村立東海病院の設置目的や位置づけを適格に理解したうえで、それに適合した運営を行うことが期待できるか。／経営の安定性や組織の存続性が期待でき、村民から信頼を得ることができる法人または団体であるか。／法人または団体として、これまでに同等以上の機能及び規模を有する医療施設の運営実績があるか。／施設を運営するための組織体制（医療提供に必要な人材の配置や施設運営に係る事務処理体制を含む）は整っているか。／現在の利用者および勤務している職員に対し、重大な影響が生じないよう継続性に配慮した運営が期待できるか。
(2) 入院・外来患者向けのサービスや満足度の向上について【配点30点】	入院・外来の診療や処置において、患者の意思を尊重した適切かつ質の高い医療を提供することができるか。／村民に身近なかかりつけ医としての機能を果たすため、患者目線による利便や満足度向上の取組が期待できるか。／他の医療機関、福祉・介護施設等と連携・協力し、適切な医療やサービス等の提供を行うための取組が期待できるか。／現在の診療科・病床数等の機能を維持し、安定的な医療サービス提供が期待できるか。／患者の利便向上のため、改善志向を持った自主的なサービス向上の取組のほか、村が求めるサービス提供等への対応が期待できるか。／利用者からの意見聴取等の実施や苦情処理体制が適切であるか。
(3) 地域医療全体の質の向上への貢献について【配点：20点】	地域の中心的役割を担う医療機関として、他の医療機関を牽引し、全体の質の向上につながるような模範的な取組や姿勢が期待できるか。／各種検診や予防接種等の積極的な実施のほか、住民の健康意識を高めるための取組が期待できるか。／休日診療への積極的な貢献が期待できるか。／地域の医療機関と連携・協力を行い、病床や医療機器等の医療機能を最大限活用し、地域医療全体への貢献が期待できるか。
(4) 政策的医療等への対応について【配点：30点】	救急医療や時間外診療について、積極的に受け入れる体制が確保できるか。／不採算医療分野（小児科や婦人科）の継続的な診療体制が確保できるか。／地域包括ケアシステムへの貢献のため在宅復帰支援や在宅医療等の充実に向けた積極的な取組が期待できるか。／医療ニーズの変化による医療体制の確保等について、村の求めに応じて柔軟かつ積極的な対応が期待できるか。
(5) 医師等の確保について【配点：20点】	適切かつ安定的な医療提供に必要な医師や看護師等の確保ができているか。／施設運営および建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。／職員の資質向上のための研修計画の整備のほか、将来の医療を担う人材育成に寄与する取組が期待できるか。

(6) 緊急時における患者等の安全確保について【配点：10点】	災害発生時等における患者や職員の安全確保のためのマニュアルや指針等が整備され、平時から訓練等の取組を行うなど対策に努めているか。／新興感染症等の感染拡大時に備えた院内感染拡大防止や防護措置についての対策が整備されているか。／医療事故を未然に防ぐための対策や、事故発生後に適切な対応を行うためのマニュアル等が整備されているか。
(7) 施設の管理経費の削減等に向けた取組について【配点：10点】	経費削減への取組に関する具体的な提案がされているか。／施設や医療機器の長寿命化や有効活用のため、保守点検や日常点検等の実施による適切な維持管理や効率的な運用等が期待できるか。
(8) 収支計画の合理性について【配点：10点】	安定的かつ継続的に施設運営を行う上で収支計画が妥当であるか。／収支改善のための経営目標や具体的取組が示されているか。